

ため池の安全管理

農業用ため池において転落等による水難事故が発生し尊い命が失われています。ため池管理者の方々は、水難事故の未然防止のため、下記により安全管理に万全の措置を講じていただきますようお願いいたします。

万一、水難事故が発生した場合は、迅速な報告、情報収集及び事故後の対応が図られるよう、警察、消防、学校等関係機関への連絡と併せて、町役場にも御連絡ください。



1. 点検の徹底等

1. ため池管理者は、日常から農業用ため池及びその周囲を巡視・点検し、危険箇所の有無を確認すること。
2. ため池管理者は、巡視・点検の結果、事故等の発生が懸念される場合には、安全柵、立て看板等の安全施設の設置等により事故等を未然に防止するための対策を講じること。
3. ため池管理者は、既存の安全柵、立て看板等の安全施設を常に善良な状態に保つこととし、施設の破損等を発見した場合には、速やかに修繕等の措置を講じること。
4. 特に、子どもや高齢者の事故が多く発生していることから、点検や対策の検討に当たっては子どもや高齢者の視点を含めて行うこと

2. 水難事故の防止対策

1. ため池管理者は、釣り、水遊び等の周辺住民による利用状況や動向を把握し、農業用ため池及びその周辺に進入防止や転落防止等の安全施設の設置等の対策を講じること。
2. ため池管理者は、施設管理や利用状況に応じた転落防止の対策を徹底するとともに、転落した際における致命的な事故を回避する脱出補助施設や救助施設の設置等を講じること。
3. ため池管理者は、農林水産省ホームページに掲載されている事例集等（「ため池の安全対策事例集(平成 25 年 5 月)」、「ため池の安全管理は大丈夫?(平成 27 年 6 月)」)を参考に安全施設の必要性を検討するとともに、必要に応じて水難事故の防止に必要な安全施設を早急に整備するよう努めること。